



OMS Bニュース

1 2 月 号
令和 6 年 12 月 2 日 発行
TEL/FAX 098-996-4003
HP <http://www.omsb.jp>

水難救助員賠償責任保険加入について

～「水難救助員資格更新時に賠償責任保険加入の義務化」～

令和 7 年 4 月 から、OMS B が交付する水難救助員認定カードを有する水難救助員は「水難救助員賠償責任保険」の加入を義務化することとなりました。

「水難救助員賠償責任保険」は、当財団認定の水難救助員が行うマリンアクティビティの指導およびガイドにより発生した賠償責任をもたらす事故やトラブルにしっかり対応し補償します。保険加入は、自身の精神的、経済的な負担を軽減するために必要不可欠です。

「水難救助員賠償責任保険」は、保険加入手続を行った者（以下「OMS B 水難救助員」といいます。）を被保険者とし、被保険者が行う水難救助に起因して生じた対人・対物事故につき、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金を次のような損害を保険金支払の対象とします。

- 被害者に支払うべき損害賠償金、たとえば治療費、入院費、慰謝料、被害者が死亡の場合、本人の逸失利益、家族への慰謝料など
- 被害者に対する応急手当、緊急措置などの費用訴訟になった場合の訴訟費用や弁護士報酬各被保険者につき、賠償保険金支払の最高限度額を次のとおり設定します。
- 対人/対物 共通支払限度額 1 名・1 事故につき 1 億円
- 免責金額（自己負担額） 事故につき 0 万円

「備えあれば憂いなし」との言葉もあるとおり、加入することによって、損害賠償リスクを補償することになり、併せて経済的な負担を少なくすることになるのです。

この機会にぜひ、OMS B 総合保険に加入をしていただきたいと思います。

お問い合わせ先

取扱代理店

引受保険会社

(株) アーク・ネット 沖縄支店
〒901-0225
豊見城市豊崎3-59
TOYOSAKI プラットフォームセンター
TEL 098-851-7132 or 03-5357-1283
FAX 03-5357-1284
営業時間 午前 9 時～午後 5 時

あいおいニッセイ同和損害保険（株）
東京南支店 太田支社
〒144-0035
東京都大田区南蒲田2-16-1
テクノポートカスタマーセンタービル5階
TEL 050-3461-1027
FAX 03-5714-2076
営業時間 午前 9 時～午後 5 時

ちゅら海の安全・安心つくるゆいまーるの輪 OMS B 賛助会員募集中

※ 詳しくは、右のQRコードからOMS Bホームページ上で確認できます。

